

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
防災サービス株式会社	常陸太田市木崎二町928-8	9-810054

2 指名停止措置期間 令和7年1月29日～令和7年2月28日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

防災サービス(有)は、令和6年6月17日に契約締結した「令和6年度常陸太田市うぐいすこども園防火設備定期報告業務委託」において、履行期限である令和6年8月31日までに業務を完了しなかった。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2号に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 2 市が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約条件等に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111